

新型コロナウイルス 感染症対策 ガイドライン

令和2年4月22日

一般社団法人 日本自動車販売連合会熊本県支部

熊本県自動車販売店協会

熊本県自動車販売店における 「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策が講じられてきていますが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ、急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であることが総合的に判断されます。

この状況を踏まえ、令和2年4月7日から5月6日までの29日間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都道府県の区域において「**緊急事態宣言**」が発令され、さらには、令和2年4月16日において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の**全都道府県を緊急事態措置の対象**とすることとしました。これに呼応して、熊本県内では4月21日に業種別ではありますが「**休業要請**」が発表され、さらに、飲食店にも営業時間の短縮が求められることとなりました。

この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、**基本的な感染予防の実施**や**不要不急の外出の自粛**、「**三つの密**」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要であります。

これまでの状況を踏まえ、我々、熊本県自動車販売店協会は、ここに自動車販売店としての店舗の特性に則した、新型コロナウイルス感染拡大を徹底的に防ぎ**運営ガイドライン**を定め、会員である販売店の皆様に対し、企業の社会的責任を果たすという意味でも、この指針に沿った営業活動に臨んでいただくことを求めます。

令和2年 4月22日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 熊本県支部

熊本県自動車販売店協会 会 長 齊藤 直信

副会長 坂田 信治

副会長 西 治三朗

【新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたガイドライン】

～3密「密閉」「密集」「密接」を無くす～

1. 人と人との接点を減らす

① 店舗の営業時間の短縮 例：終了時間を18：30から17：00へ変更する

② 班ごとに分かれた時差出勤体制の構築

③ 在宅勤務（テレワーク）の積極的な取り組み

④ 本部機能の分散（移転が可能な場合）

国の業務継続計画（BCP*）に基づき、出勤者の人数を減らす

*BCP(Business Continuity Plan)

=企業のリスク管理プラン

・事務所を分離することによるリスク低減と集団感染の防止

⑤ 集合研修や会議の中止・・・テレビ会議等の活用

⑥ 公共交通機関の通勤の禁止（マイカー乗り合わせ、社用車の活用等）



【密集・密接×】



2. お客様と社員への安心・安全な環境づくり

① 社員の体調管理・・・発熱等が見られる社員の出勤自粛

- ・社員の家族、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は、
即刻出社停止とし、他の社員との接触について正確な実態把握を実施する

② 手洗い・咳エチケット（マスク着用）の基本ルールの徹底

③ 店舗内の衛生確保・感染防止対処

- ・出入口における注意喚起掲示の徹底、手指消毒剤配置
- ・店内の消毒殺菌 *推奨薬剤：次亜塩素酸水等による清拭と、除菌
- ・巡回清掃の実施及び実施済管理簿の設置
→テーブル、椅子、洗面所、トイレ、出入口のドアノブ、など不特定多数が触れる
箇所のこまめな清拭と除菌、※キッズコーナーの撤去またはこまめな消毒作業
※雑誌、新聞等の配置も要検討（こまめな消毒作業が可能かどうか）

④ 店舗、事務所内の定期的な換気

- ⑤ テーブル・椅子の間隔を広げ、人と人との十分な距離を確保する
→ソーシャルディスタンス

⑥ スタッフがマスク着用にて接客対応することの告知

→感染症に関する注意喚起が解除されるまでの期間



3. イベント開催と告知の自粛

① 週末に開催される「呼び込み型」のイベントの開催を中止する

→新型車デビューフェア、〇周年感謝祭、等「集客型イベント」の開催を中止する

② 自粛期間中はマス媒体での告知を控える（新聞、TV、ラジオ、チラシ等）

但し、自社客向けのDMやSNS発信による点検のお知らせ等は除く



4. 感染者または感染の疑いがある事例が出た場合の対応

1) 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び所轄の保健所へ
問い合わせをする

① 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合

② 強いだるさや息苦しさがある場合

③ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

2) 感染発生時の患者、濃厚接触者への対応

① 感染者発生の把握、報告及び周知

- ・感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、社員に対しては社内で感染者が確認されたことを周知するとともに、拡大防止に向け感染予防策を改めて周知徹底する。
- ・あらかじめ、「緊急連絡先リスト」を作成しておく

② 濃厚接触者の確定及び対応

- ・保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。
- ・保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じ PCR 検査の受検あるいは感染者との最終接触から 14 日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ・濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈した場合には、保健所に連絡して PCR 検査を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

③ 「濃厚接触者」とは、「患者(確定)」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触

(車内、航空機内等を含む)があった者

- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから総合的に判断する。）

④ 設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

⑤ 業務の継続

(1) 重要業務の継続

- ・ 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務

の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させるサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。

- ・ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) その他必要なことは別途定める。

<参考>

■首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

■首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

■厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

■外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

人との接触を8割減らす、 10のポイント



ビデオ通話で
オンライン帰省

スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



ジョギングは少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



待てる買い物
は通販で



飲み会はオンラインで

診療は遠隔診療
定期受診は
間隔を調整



筋トレやヨガは自宅で
動画を活用

飲食は持ち帰り、宅配も



仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・物流
など社会機能維持のために

会話はマスクを
つけて



政府の専門家会議の資料から